

平成30年度（2018）

事業報告書

附属明細書

ま え が き

公益財団法人放射線影響協会（以下「協会」という。）は、放射線の生物及び環境に及ぼす影響に関する事業並びに放射線業務従事者等の放射線被ばく線量等に関する事業として4つの公益事業を推進していますが、平成30年度（2018）は、協会事業に対する社会の要請を踏まえつつ、関係機関並びに賛助会員の皆様のご理解とご協力を得て、着実にこれらの事業を遂行することができました。特に、東日本大震災により発生した福島第一原子力発電所の事故以降、低線量放射線の健康影響について国民の関心が高くなり、多くの方が放射線・放射能に不安を抱いておられる中、放射線影響に関する科学的解明に貢献するとともに国民の皆様の疑問や不安の解消に少しでもお役に立てるよう事業活動に取り組んで参りました。

放射線影響に関する研究への奨励金助成は、本業務を開始して以降、平成30年度（2018）末までに431件に達し、また、放射線影響研究分野の国際研究集会参加に伴う渡航費用等の助成も平成30年度（2018）末までに208名に達しており、協会の顕彰事業等の実績と相まって、斯界の発展、科学技術の進展に貢献しています。

放射線疫学調査センターは、国からの委託を受けて、原子力発電施設等放射線業務従事者を対象に低線量域放射線による健康影響に関する疫学的調査を実施しています。平成30年度（2018）は、平成27年度（2015）に策定した疫学調査計画に則って、調査対象者に対する疫学調査への協力の意思確認調査及び生活習慣等に係る調査ならびに調査対象者の生死追跡調査を実施すると共に、全国がん登録データベースに基づくがん罹患情報の活用方策の検討を行いました。また、本疫学調査の実行可能性及び学術的正当性の観点から、幅広い専門家の参加を頂き、調査集団の設定、事業の進め方、国際的貢献等について検討しました。更に、低線量放射線の健康影響及び疫学的調査に関する情報の発信を図り、本調査の重要性について放射線業務従事者や関連する機関への認知度を高めることに努めました。

放射線防護に関する調査研究については、国際放射線防護委員会（ICRP）の動向を的確に把握し、日本のICRP委員、専門家及び学識経験者等が情報及び認識の共有化を図り、国内における考え方が勧告等の検討に貢献できるよう活動を行いました。

被ばく線量登録管理制度には、原子力放射線業務従事者被ばく線量登録管理制度（以下「原子力登録管理制度」という。）、除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度（以下「除染登録管理制度」という。）及びRI放射線業務従事者被ばく線量登録管理制度（以下「RI登録管理制度」という。）の3制度があり、各登録管理制度に参加する事業者の従事者及びその被ばく線量を放射線従事者中央登録センター

(以下「中央登録センター」という。)が一元的に登録管理しております。

これら被ばく線量登録管理制度に係る登録者数を合計すると、平成30年度(2018)末で73万人を超えております。また、厚生労働大臣、経済産業大臣及び原子力規制委員会からの指定を受けて、事業者から引渡しを受けた放射線業務従事者の被ばく線量等の記録は、約325万件に達しており、これらを適切に保管するとともに、本人又は関係事業者からの記録の照会に応じています。

以上は協会の平成30年度(2018)事業概要です。

今後とも、協会事業の発展、充実のため、関係各位の一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

I 放射線影響に関する知識の普及・啓発及び 研究活動への奨励・助成

1. 放射線影響に係る知識の普及・啓発

- (1) 協会の総合広報誌「放影協ニュース」を年4回発行した。
- (2) 協会の業務の紹介及び放射線関連情報の発信を図るため、ホームページの充実に努めた。
- (3) 国内で開催された放射線影響関連行事に参加し、情報交換並びに知識の普及啓発に努めた。

2. 研究奨励助成金の交付

本業務は、放射線の生物及び環境への影響、放射線の医学利用の基礎並びに放射線による障害の防止など放射線科学研究の分野における調査研究に対して助成金を交付し、もって我が国の科学技術の進展及び国民保健の増進に寄与することを目的として、昭和36年度（1961）から開始したものである。

助成選考に際しては、公募を行い、応募された研究課題について学識経験者等により構成される研究奨励助成金選考委員会にて厳正な審議・選考を行い、理事会にて交付案件を決定した。

平成30年度（2018）は5件の研究に交付し、昭和36年度（1961）からの助成累計は431件となった。

3. 顕著な成績をあげた研究者等の顕彰

(1) 放射線影響研究功績賞

本賞は、協会の松平元理事長からの寄付金等を基に平成12年度（2000）に創設したものであり、放射線の生物及び環境に及ぼす影響、放射線の医学利用の基礎並びに放射線障害の防止など放射線科学研究の分野において、顕著な業績をあげた者に対して贈呈し、もって我が国の科学技術の進展及び国民保健の増進に寄与することを目的としている。

選考に際しては、公募により受賞候補者の推薦を求め、学識経験者等からなる本賞選考委員会にて厳正な審議・選考を行い、理事会にて受賞者を決定した。

平成30年度（2018）は、小野公二氏（大阪医科大学）の1名を顕彰し、平成12年度（2000）からの顕彰累計は18名となった。

(2) 放射線影響研究奨励賞

本賞は平成18年度（2006）に創設されたものであり、放射線影響研究功績賞と同様に放射線科学研究の分野において活発な研究活動を行い、将来性のある若手研究者に対して贈呈し、もって我が国の科学技術の進展及び国民保健の増進に寄与することを目的としている。

選考に際しては、公募により受賞候補者の推薦を求め、学識経験者等からなる本賞選考委員会にて厳正な審議・選考を行い、理事会にて受賞者を決定した。

平成30年度（2018）は、小野寺康仁氏（北海道大学）、片岡隆浩氏（岡山大学）の計2名を顕彰し、平成18年度（2006）からの顕彰累計は25名となった。

4. 国際研究集会参加等のための助成

本業務は、放射線影響に関する国際研究集会等における研究発表等のため海外出張する研究者、調査研究のため海外研究機関に派遣される研究者、我が国に招へいされる優れた外国人研究者等に対して渡航費用等を助成し、もって我が国の科学技術の進展及び国民保健の増進に寄与することを目的として、平成3年度（1991）から開始したものである。

助成選考に際しては、公募を行い、応募案件について学識経験者等により構成される国際交流助成金選考委員会にて厳正な審議・選考を行い、理事会にて助成対象者を決定した。

平成30年度（2018）は、国際研究集会参加の1名に交付し、平成3年度（1991）からの助成累計は208名となった。

Ⅱ 放射線影響に関する調査研究

平成 30 年度(2018)は「低線量放射線による人体への影響に関する疫学的調査」及び「『東電福島第一原発緊急作業従事者に対する疫学的研究』に関する被ばく線量記録の抽出に係る業務」を実施した。

「低線量放射線による人体への影響に関する疫学的調査」

(契約締結日 平成 30 年(2018)4 月 2 日)

(委託費の額 170,238,160 円)

低線量域放射線の健康影響を明らかにするため、国からの委託を受けて、原子力発電施設等放射線業務従事者等を対象とした疫学的調査を実施している。

平成 30 年度(2018)は、平成 27 年度(2015)に策定した健康影響評価計画に基づき、調査対象者の生死等情報の把握、事業対象者への意思確認調査(インフォームド・コンセント)及び生活習慣等調査を行うとともに、平成 31 年度(2019)頃から利用が可能になるがん罹患情報に対応するため、がん罹患情報の活用方策とともに臓器線量を推定する手法等について検討した。また、意思確認調査への回答状況について分析等を行い、回答率向上について具体的方策を取った。さらに本事業の理解促進活動としては、平成 26 年度(2014)までに取得したデータをもとに解析した結果について学会発表、論文投稿等を行うとともに、ホームページ等により本疫学調査について情報発信した。

1. 本事業への協力の意思確認及び生活習慣等に係る調査業務

前年度に引き続き、放射線疫学調査の対象者となることについての意思確認調査を実施した。調査は事業対象者約 46,500 人に対し、資料を郵送(約 45,100)及び事業所等での本事業の説明会(7 箇所)を実施した際に資料を現地配付(約 1,400:追加発送等含む)の 2 通りの方法により行い、本年度は、平成 31 年(2019)3 月までに、9,423 人から調査対象者となることについての同意を得た。本年度までの調査結果は平成 27 年度(2015)に構築した専用のデータベースに格納した。

2. 事業対象者に関する情報の更新等業務

(1) 事業対象者の被ばく線量に関する情報の更新

当協会放射線従事者中央登録センターから平成 29 年度(2017)までの被ばく線量情報等の提供を受け、データベースに反映した。

(2) 事業対象者の生存率に関する情報の更新

30,048 人の調査対象者について生死追跡調査を行い、1,366 市区町村に対し住民票の写し等の交付を請求し、この内 1,365 市区町村から計 30,038 人の調査対象者について住民票の写し等の交付を受ける等して回答を得、データベースに反映した。

(3) 事業対象者の死因情報の継続使用に関する手続き

統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 33 条規定に基づき、調査票情報の継続保有の申請を行い、承認を受けた。

3. がん罹患情報の活用方策の検討

調査研究評価委員会において、全国がん登録データベースの精度、利用申請方法等について検討を行った。また、臓器線量の再構築等のために臓器線量構築検討会を設置し、臓器線量への変換方策等について検討を行った。

4. 本事業の理解促進活動

(1) ホームページによる放射線疫学調査関連情報の周知

調査結果等について広く周知し、事業対象者の協力を得るためにホームページ、放影協ニュース等による情報発信を行った。

(2) 国内外の論文投稿・学会発表

国内外の機関に積極的に引用される調査として専門家に認知されることを目的に、学会発表 11 回、論文投稿 6 本（1 本は公表済み、2 本は受理され近刊、3 本は投稿中）を行った。

5. 委員会活動

本事業においては的確かつ円滑な実行を図る目的として、個人情報の取扱い及び疫学研究に係る倫理的事項に係わる倫理審査・個人情報保護委員会、並びに調査研究計画、調査の実施、がん罹患情報の活用に係わる調査研究評価委員会を設置した。調査研究評価委員会の下に臓器線量構築検討会を設置した。また、「平成 28 年度疫学調査あり方検討会」が策定した報告書を踏まえ、平成 31 年度(2019)以降の事業についての評価を審議する疫学調査あり方検討会フォローアップ委員会を設置し、事業継続を判断した。

東電福島第一原子力発電所緊急作業従事者に対する疫学的研究への協力

『東電福島第一原発緊急作業従事者に対する疫学的研究』に関する被ばく線量記録の抽出に係る業務」

(契約締結日 平成 30 年 8 月 29 日)

(契約額 2,970,000 円)

東京電力（株）福島第一原子力発電所における緊急作業従事者の疫学的研究に資するため、本疫学的研究の統括研究機関より依頼を受けた緊急作業従事者の被ばく線量記録等を中央登録センターのデータベースから抽出し統括研究機関に提供した。

Ⅲ 放射線の防護及び利用に関する調査研究

ICRP (International Commission on Radiological Protection: 国際放射線防護委員会) が取りまとめる勧告や報告は、我が国の放射線防護法令の基本となるものである。このことを踏まえ、協会は、日本における公衆及び放射線を取扱う職業人の防護が的確に行われるようにするため、ICRP 勧告等の動向を的確に把握し、日本の ICRP 委員、専門家及び学識経験者等が情報及び認識の共有化を図り、国内における考え方が勧告等の検討に貢献できるよう、昭和 61 年 (1986) に ICRP 調査・研究連絡会を設置・運営し、活動してきている。

平成 30 年度 (2018) は、ICRP 主委員会及び第 1~4 専門委員会において進められている「放射線防護に係る ICRP 新基本勧告 (2007 年勧告)」のレビュー作業の状況を平成 29 年度 (2017) に引き続き把握することとし、ICRP 調査・研究連絡委員会を開催して、関係機関・関連学術団体等との情報交換・意見交換を行った。

また、専門的観点からの意見交換を目的に外部の専門家を招へいし、我が国の ICRP 委員等との意見交換会を開催した。

更に、一般市民を含む ICRP に関心を有する方々に ICRP や放射線防護に関する情報を提供することを目的に、「放影協開催講座 (ICRP セミナー)」を開催した。

1. ICRP について

(1) ICRP の委員会構成

国際放射線防護委員会は、主委員会と 5 つの専門委員会から構成されていたが、平成 29 年度 (2017) に改組され主委員会と 4 つの専門委員会となった。それぞれの委員会の役割は次のとおりである。

(平成 29 年 (2017) 7 月から)

委員会名	役割
主委員会 (MC)	各専門委員会から提案された技術指針等の審議、放射線防護の基本勧告の採択など
第 1 専門委員会 (C1)	放射線の影響 (Radiation Effects)
第 2 専門委員会 (C2)	放射線被ばくによる線量 (Doses from Radiation Exposure)
第 3 専門委員会 (C3)	医療における放射線防護 (Protection in Medicine)

第4専門委員会 (C4)	委員会勧告の放射線管理実務への適用 (Application of the Commission's Recommendations)
--------------	--

(2) 我が国からのICRP委員

我が国は主委員会と専門委員会の全てに委員として参加している。平成30年度（2018）における我が国のICRP委員は次のとおりである。

（任期：平成29年（2017）7月～令和3年（2021）6月）

委員会名	氏名（所属・職位：平成31年3月現在）
主委員会 (MC)	甲斐 倫明 (大分県立看護科学大学 教授)
第1専門委員会 (C1)	酒井 一夫 (東京医療保健大学 教授)
	小笹 晃太郎 (（公財）放射線影響研究所 疫学部長)
第2専門委員会 (C2)	佐藤 達彦 (（国研）日本原子力研究開発機構 原子力科学研究部門 原子力基礎工学研究センター 研究主幹)
第3専門委員会 (C3)	細野 眞 (近畿大学医学部 教授)
第4専門委員会 (C4)	伴 信彦 (原子力規制委員)
	本間 俊充 (原子力規制庁 上席原子力防災専門官)

(参考) 我が国の ICRP 委員数の推移

ICRP 調査・研究連絡会発足当初（昭和 61 年（1986））	: 計 5 名
ICRP 第 5 専門委員会開設、1 名参加（平成 17 年（2005））	: 計 6 名
ICRP 第 2 専門委員会に 1 名追加参加（平成 21 年（2009））	: 計 7 名
ICRP 第 4 専門委員会に 1 名追加参加（平成 23 年（2011））	: 計 8 名
ICRP 第 2 専門委員会 1 名減員（平成 25 年（2013））	: 計 7 名
ICRP 第 5 専門委員会 1 名が第 1 専門委員会に編入（平成 29 年（2017））	: 計 7 名

2. ICRP会合開催状況

平成30年度（2018）に開催されたICRP会合への我が国からの出席委員並びに開催地、開催時期は下表のとおりである。

（平成30年（2018）4月1日～平成31年（2019）3月末）

委員氏名	会議名 開催地／開催時期
甲斐 倫明	MC 会合 ケベックシティ（カナダ）／平成30年4月26日～29日
	TG93 ステークホルダー会合 東京（日本）／平成30年7月9日～10日
	MC 会合 ストックホルム（スウェーデン）／ 平成30年10月12日～15日
	ICRP-QST-RERF Workshop on Individual Response to Ionising Radiation 東京（日本）／平成30年12月12日
酒井 一夫	C1 会合 シカゴ（米国）／平成30年9月19日～21日
	TG111 設置関連シンポジウム 東京（日本）／平成30年12月12日
小笹 晃太郎	C1 会合 シカゴ（米国）／平成30年9月19日～21日
	ICRP-QST-RERF Workshop on Individual Response to Ionising Radiation 東京（日本）／平成30年12月12日
佐藤 達彦	C2 会合 北京（中国）／平成30年9月17日～21日
細野 眞	Joint Symposium WFNMB/ICRP/WHO, 12nd Congress of the World Federation of Nuclear Medicine and Biology メルボルン（オーストラリア）／ 平成30年4月20日～25日

(平成30年(2018)4月1日～平成31年(2019)3月末)

委員氏名	会議名 開催地／開催時期
細野 眞	Radiological Protection in Therapy with Radiopharmaceuticals; Prospects from ICRP TG101, SNMMI2018 フィラデルフィア (米国) / 平成30年6月23日～26日
	C3 会合、CCR2018 北京 (中国) / 平成30年11月7日～26日
	ICRP-QST-RERF Workshop on Individual Response to Ionising Radiation 東京 (日本) / 平成30年12月12日
伴 信彦	C4 会合 アブダビ (UAE) / 平成30年11月8日～11日
本間 俊充	TG93 ステークホルダー会合 アブダビ (UAE) / 平成30年11月8日～11日
	C4 会合、UAE RP Week アブダビ (UAE) / 平成30年11月10日～15日
	TG93 臨時会合 パリ (フランス) / 平成31年1月14日

3. ICRP調査・研究連絡会の活動状況について

平成30年度(2018)は、以下の通り、連絡委員会2回、放影協開催講座(ICRPセミナー)1回を開催した。

(1) 連絡委員会の開催

① 第1回連絡委員会「外部専門家を交えての意見交換」

【日 時】平成30年(2018)8月1日(水)14時00分～16時40分

【場 所】ホテル東京ガーデンパレス

【テーマ】「外部専門家を交えての意見交換 ～疫学研究と生物影響研究の接点を探る～」

【実施概要】

- 1) 酒井委員が「疫学研究と生物影響研究の接点を探る」について講演した。
- 2) 大阪大学大学院医学系研究科教授 祖父江友孝氏が「発がんリスク研究の要因別に見た疫学研究と生物影響研究の関係性」について講演した。
- 3) 慶應義塾大学大学院健康マネジメント研究科医学部教授 武林亨氏が「科

学物質のリスク評価にみる疫学研究と生物影響研究の関係」について講演した。

上記 1) ～3) を踏まえて、酒井委員の進行の下、出席の酒井委員、甲斐委員、小笹委員、佐藤委員、本間委員及び上記 2 名の外部専門家並びに会場参加者との間で質疑応答、意見交換が行われた。

② 第 2 回連絡委員会

【日 時】平成 30 年 (2018) 12 月 26 日 (水) 10 時 00 分～12 時 40 分

【場 所】ホテル東京ガーデンパレス

【テーマ】「ICRP 各委員会における最近の動向・主たる論点等」

【実施概要】

- 1) 酒井委員より ICRP 第 1 専門委員会における最近の動向・主たる論点等について紹介が行われた。
- 2) 甲斐委員より ICRP 主委員会における最近の動向・主たる論点等について紹介が行われた。
- 3) 佐藤委員より ICRP 第 2 専門委員会における最近の動向・主たる論点等について紹介が行われた。
- 4) 細野委員より ICRP 第 3 専門委員会における最近の動向・主たる論点等について紹介が行われた。
- 5) 本間委員より ICRP 第 4 専門委員会における最近の動向・主たる論点等について紹介が行われた。

上記のそれぞれの紹介について会場参加者と質疑応答が行われた。

(2) 放影協開催講座 (ICRP セミナー) の開催

【日 時】平成 30 年 (2018) 9 月 26 日 (水) 13 時 55 分～16 時 20 分

【場 所】ホテル東京ガーデンパレス

【テーマ】「放射線防護最適化原則の解説と医療での実践」

【実施概要】

講演 (解説) 1 : MDCT における患者線量の管理 (Pub102 の解説)

(ICRP 主委員会委員 甲斐倫明)

講演 (解説) 2 : ICRP 勧告における診断参考レベルの意義と適用 (Pub135 の解説)

(ICRP 第 3 専門委員会委員 細野眞)

上記 1 及び 2 の講演後に会場参加者との質疑応答が行われた。

4. 報告書の作成

ICRP調査・研究連絡委員会の内容並びにこれらに関連する資料を1年間の活動概況としてとりまとめ、活動成果報告書として会員へ配布した。

5. ICRP調査・研究連絡会の運営

平成30年度（2018）の本連絡会は、下記18団体の協力のもとに運営した。

- ①（一財）電力中央研究所
- ②（一社）原子力安全推進協会
- ③（一社）日本画像医療システム工業会
- ④（一社）日本電機工業会
- ⑤（株）アトックス
- ⑥（株）千代田テクノル
- ⑦（公財）放射線計測協会
- ⑧（公社）日本アイソトープ協会
- ⑨（公社）日本医学放射線学会
- ⑩（国研）日本原子力研究開発機構
- ⑪（国研）量子科学技術研究開発機構
- ⑫ 産業テック（株）
- ⑬ 電気事業連合会
- ⑭ 電源開発（株）
- ⑮ 長瀬ランダウア（株）
- ⑯ 日本エヌ・ユー・エス（株）
- ⑰ 日本原燃（株）
- ⑱ 日本放射性医薬品協会

（50音順）

IV 放射線業務従事者等の放射線被ばく線量等に関する情報の収集、登録及び管理

平成30年度は、原子力登録管理制度、除染登録管理制度及びRI登録管理制度に係る管理業務を実施した。

1. 経常業務

(1) 原子力登録管理制度に係る業務

原子力事業者等から被ばく線量登録管理に関する各種登録申請を受付け、また、放射線業務従事者（以下「従事者」という。）の指定を解除した者の被ばく線量に係る放射線管理記録の引渡しを受け、これら进行处理するとともに、さらに被ばく線量記録等の登録保管内容の照会に対する回答業務を行った。

その登録等の概況は、第1表のとおりである。

第1表 登録等の概況

(単位：件)

項目	平成30年度	平成30年度末累計
従事者（個人識別）の登録	15,426	665,250
放射線管理手帳発行の登録	15,237	604,730
従事者指定の登録	40,776	2,708,918
定期線量（年間線量）の登録	82,971	3,584,593
従事者指定の解除及び放射線管理記録の引渡し	45,262	2,663,933
経歴照会に対する回答	126,258	1,640,134

注) 従事者（個人識別）の登録及び放射線管理手帳発行の登録の件数は、除染等業務従事者等のための登録を含む。

① 従事者（個人識別）の登録及び放射線管理手帳発行の登録

(原子力及び除染登録制度共通)

原子力事業所又は除染等事業場での作業に初めて従事する者については、本

人を雇用する事業者等から従事者の登録申請を放射線管理手帳発効機関（以下「手帳発効機関」という。）経由で受け付け、個人識別項目（氏名、生年月日等）の登録を行い、中央登録番号を付与した。また、併せて放射線管理手帳（以下「手帳」という。）発行の登録を行い、手帳は手帳発効機関から発行された。中央登録番号と手帳は、原子力登録管理制度及び除染登録管理制度において共通に使用する。

平成 30 年度の新規従事者（個人識別）の登録件数は 15,426 件（前年度比 21%増）、新規手帳発行件数は、15,237 件（前年度比 21%増）であった。その結果、平成 31 年 3 月末における従事者（個人識別）の登録件数の累計は 665,250 件、手帳発行件数の累計は、604,730 件となった。

これらの件数は、東京電力ホールディングス（株）福島第一原子力発電所の事故後に、主に福島県内で実施されている除染作業の進展とともに増加し、平成 26 年度には事故前（平成 21 年度）に比べて個人識別の登録件数が 3.5 倍、新規手帳発行件数は 3.8 倍まで増加した。その後これらの件数は減少傾向に転じ、平成 30 年度は平成 21 年度に比べて、それぞれの件数が 24%増、26%増となった。

② 原子力事業所における従事者指定の登録

平成 30 年度は、原子力事業所で業務に従事する者について、原子力事業者からの申請を受け、40,776 件（前年度比 29%増）の従事者指定登録を行った。これは、事故前（平成 21 年度）に比べて 50%の減である。

③ 定期線量（年度線量）の登録

定期線量登録は、原子力事業所から、前年度に放射線業務に従事した者の年度線量について申請を受け、データベースへ登録するものである。平成 30 年度は、82,971 件（前年度比 3.0%増）を登録した。これは、事故前（平成 21 年度）に比べて 23%の減である。

④ 従事者指定の解除及び原子炉等規制法に係る放射線管理記録の保存 （国の指定を受けた放射線管理記録保存業務）

原子力事業者から、業務を終え事業所を離れた従事者について、指定の解除申請を受け、法令に基づき記録した放射線管理記録の引渡しを受け、保管するものである。平成 30 年度は 45,262 件（前年度比 31%増）の引渡しを受けた。これは、事故前（平成 21 年度）に比べて 42%の減である。平成 31 年 3 月末における保管総件数は 2,663,933 件となった。②、③、④の数値が事故前（平成 21 年度）に比べて減少しているのは、原子力発電所で働く従事者数が減少していることを反映している。

なお、放射線管理記録は、マイクロフィルム化して保管し、従事者本人及び事業者からの照会に対し即応できるようにしている。

⑤ 従事者の被ばく線量記録に係る経歴照会に対する回答

原子力事業者等からの、従事者等の基本項目（中央登録番号等）、線量記録、指定・指定解除、手帳発行記録等について、平成30年度は126,258件（前年度比27%増）の経歴照会があった。

内容の項目別件数は、第2表のとおりである。

第2表 照会内容別件数

(単位：件)

項目	件数	項目の内容
基本項目	35,488	中央登録番号、氏名、生年月日、手帳発行の有無、直近の指定・指定解除の記録等
線量記録	31,443	定期線量登録、集計線量の記録
指定・指定解除	29,977	従事者等の指定・指定解除の記録
手帳発行記録	29,273	手帳発行・再発行等の記録
放射線管理記録	77	必要期間の放射線管理記録
計	126,258	

(2) 除染登録管理制度に係る業務

除染登録管理制度は、当協会が運用主体となり、除染特別地域及び汚染状況重点調査地域で実施されている除染等業務、特定線量下業務及び事故由来廃棄物等処分業務を行う事業者が参加している。

平成30年度は、除染等業務従事者に関する各種登録申請を受け付け、必要な処理を行った。事業者の制度参加及び登録等の概況は、以下の通りである。なお、中央登録番号取得のための従事者(個人識別)の登録及び放射線管理手帳発行の登録は、原子力登録管理制度と共通であり、両制度における合計件数は第1表に示した。

除染登録管理制度への事業者の参加状況を第3表に、各種登録等の状況を第4表に示した。

① 事業場登録及び工事件名登録

除染登録管理制度には、平成 31 年 3 月末現在、定期線量登録と記録引渡しを実施する事業者 108 社（前年度より 14 社増）、記録引渡しのみの事業者 347 社の合計 455 社（前年度より 40 社増）の除染等事業者が制度に参加している（第 3 表）。

事業場は、平成 30 年度に 167 事業場（前年度より 16 事業場減）の新規登録、219 事業場（前年度より 150 事業場増）の閉鎖により平成 31 年 3 月末現在 648 事業場（前年度より 52 事業場減）が登録されている。また、除染工事件名は 488 件（前年度より 317 件減）の新規登録、543 件（前年度より 463 件減）の閉鎖により平成 31 年 3 月末現在 506 件（前年度より 55 件減）が登録されている（第 4 表）。

第 3 表 除染登録管理制度への事業者の参加概況

（単位：件）

事業者の種類	平成 29 年度末 参加事業者数	平成 30 年度 新規参加数	平成 30 年度 脱退事業者数	平成 30 年度末 参加事業者数
定期線量登録 及び記録引渡し の事業者	94	15	1	108
記録引渡しのみ の事業者	321	28	2	347
計	415	43	3	455

第 4 表 除染登録管理制度の事業場等の登録

（単位：件）

項目	平成 29 年度末 登録件数	平成 30 年度 新規登録件数	平成 30 年度 閉鎖登録件数	平成 30 年度末 登録件数
事業場登録	700	167	219	648
工事件名登録	561	488	543	506

② 定期線量（四半期線量）の登録

除染登録管理制度における定期線量の登録は四半期単位で行われ（原子力は年度単位）、平成30年度は66,411件（前年度比6.0%減）の定期線量の登録があり、平成31年3月末の累計は520,118件となった（第5表）。また、定期線量登録において、従事者の作業期間の登録も行われる。

なお、登録された定期線量は、除染登録管理システムのデータベースに登録され、定期線量を登録した参加事業者が従事者の経歴照会のために共同利用する。

③ 除染電離則等に係る放射線管理記録、健康診断記録の保存

（国の指定を受けた放射線管理記録保存業務）

制度参加事業者が法令に基づいて記録した放射線管理記録及び除染電離放射線健康診断記録又は電離放射線健康診断記録は、電子画像又は紙文書により平成30年度に39,611件（前年度比46%減）の引渡しがあり、平成31年3月末の累計は282,334件となった（第5表）。これら記録は、電子画像（紙文書の場合はスキャナーにより電子画像化する）からマイクロフィルムを作成し、マイクロフィルム文書を原本として保管する。

第5表 除染登録管理制度の各種登録等の概況

（単位：件）

項目	平成29年度末 累計	平成30年度	平成30年度末 累計
定期線量（四半期線量） の登録	453,707	66,411	520,118
記録引渡し	242,723	39,611	282,334
経歴照会に対する回答	72,916	28,113	101,029

注）定期線量は四半期毎に登録された件数の合計である。

④ 従事者の被ばく線量記録に係る経歴照会に対する回答

除染登録管理システムは、除染事業場の端末からインターネット回線を介して、除染等業務従事者の登録管理制度への登録状況等の経歴照会が可能である。平成30年度は28,113件（前年度比52%増）の経歴照会があった（第5表）。

(3) RI登録管理制度に係る業務

① 各種登録及び放射線管理記録の保存

制度参加事業者より、RI 被ばく線量登録管理に関する各種登録申請及び放射線管理記録の引渡しを受けた。その登録等の概況は、第 6 表のとおりである。

なお、平成 31 年 3 月末における RI 被ばく線量登録管理制度参加事業者数は 25 事業者（前年度より 1 社減）で、このうち非破壊検査関係事業者が 17 事業者（前年度より 1 社減）である。

第 6 表 登録等の概況

(単位：件)

項 目	平成29年度末累計	平成30年度	平成30年度末累計
従事者（個人識別）の登録	64,242	1,182	65,424
定期線量の登録（年間線量）	263,965	6,873	270,838
放射線管理記録の引渡し	189,181	4,420	193,601

(4) 国の指定を受けた放射線管理記録保存業務

① 放射線障害防止法等に係る使用廃止等事業所等からの放射線管理記録及び健康診断記録の保存（原子力登録管理制度、除染登録管理制度及び RI 登録管理制度における国の指定を受けた放射線管理記録保存業務を除く）

放射性同位元素等の使用の廃止等の届出をした事業者及び記録を 5 年間保存した事業者（以下「廃止等事業者」という。）から従事者等の被ばく線量及び健康診断結果の記録の引渡しを受け、原子炉等規制法での登録管理業務と同様に保管・管理を行った。その概況は、第 7 表のとおりである。平成 30 年度に引渡しを行った廃止等事業所数は 54 件（前年度より 9 件増）、放射線管理記録の引渡し件数は 4,448 件（前年度より 1,681 件増）となった。

第7表 RI等使用廃止等事業所数、記録の引渡し及び保管

(単位:件)

項 目	平成29年度末累計	平成30年度	平成30年度末累計
RI等使用廃止等事業所数	1,926	54	1,980
RI等使用廃止等に伴う放射線管理記録の引渡し	103,725	4,448	108,173

注) 原子力、RI両登録管理制度の従事者で、原子力登録管理制度に引渡された11,009件の記録を含む。(第1表にも計上)

② 従事者本人等からの記録の開示請求に対する対応

原子力事業者、除染等業務事業者及びRI事業者から協会が引渡しを受け、保管している従事者の放射線管理記録について、本人又は本人から委任を受けた者から開示請求があった場合には、速やかに記録の開示を行う。平成30年度は、7件(前年度より9件減)の開示請求に回答を行った。

(5) 国が実施又は国が関与する放射線疫学調査に対する登録情報の提供

平成30年度は、国が実施又は国が関与する放射線疫学調査として、昨年度に引き続き、以下の2件について登録データの提供を行った。

① 「低線量放射線による人体への影響に関する疫学的調査」

(公財)放射線影響協会が国からの委託を受けて実施中。

② 「東電福島第一原子力発電所緊急作業従事者に対する疫学的研究」

(公財)放射線影響研究所が厚生労働省労災疾病臨床研究事業費補助金を得て実施中。

2. 被ばく線量登録管理業務を安全・適切に実施するための業務

經常業務を安全かつ適切に実施するため、平成30年度は次の業務を実施した。

(1) 水晶体の等価線量限度に係る法令改正の検討への対応

被ばく線量登録管理制度推進協議会(以下「推進協議会」という。)では、専門委員会として「水晶体等価線量限度の見直し対応ワーキンググループ」(以下「水晶体ワーキンググループ」という。)を設置し検討を行うこととなり、平成30年11月27日に第1回を開催し、検討を開始した。平成30年度中は、放射線審議会の意見具申に基づき、登録システム及び放射線管理手帳の改訂の方針及びスケジュールの検討を行った。

(2) 放射線管理手帳の改元への対応

水晶体ワーキンググループでは、次年度 5 月に実施される改元への放射線管理手帳の対応についても検討を行った。検討結果に基づき平成 31 年 4 月 1 日からは、手帳の年の記入は原則として西暦で行うこととし、制度参加事業者に通知した。

(3) 放射線管理手帳高度化に係る検討

推進協議会の専門委員会である「放射線管理手帳高度化検討ワーキンググループ」において、放射線管理手帳を IT 技術等の応用により高度化、合理化ができないか等について前年度より継続的に検討をおこなっている。平成 30 年度は、放射線管理手帳に代わるべきツールの在り方、メインサーバの位置づけ等の検討を進めた。

(4) RI被ばく線量登録管理システムリプレースの実施

RI 被ばく線量登録管理システムは、平成 30 年度で運用開始から 7 年目を迎え、補修部品の供給も難しくなることからシステムリプレースを行い、平成 30 年 10 月 1 日から新システムの運用を開始した。リプレースに当たっては、これまでのシステムのソフト資産を基本的に継承のうえ、使い勝手の向上を図った。

(5) 登録管理システムのデータバックアップ方法の変更

原子力登録管理システムのデータバックアップは、平成 30 年 4 月から、従来のバックアップテープの遠隔地輸送・保管による方法に、遠隔地に設置したサーバにシステム登録情報等を毎日データ転送する運用を加えた。なお、除染管理システムは平成 28 年度から先行して本運用を行っている。これにより、協会に設置されている原子力登録管理システム等が災害などで大きな被害を受けた際にも、データの消失を最小限に抑えることが可能となった。

(6) 放射線管理記録の電子画像による引渡し

原子力事業者から登録管理制度への放射線管理記録(公文)の引渡しは、紙文書によることに限定していたが、平成 29 年度から紙文書に加えて、電子画像による引渡しを開始した。平成 30 年度は、2 原子力事業所から電子画像による引渡しが行われた。

(7) 被ばく線量登録管理制度及び放射線管理手帳制度の普及推進

被ばく線量登録管理制度及び放射線管理手帳制度について、関係者への説明を行うなどその普及推進に努めた。

(8) 原子力業務従事者被ばく線量登録管理制度推進協議会の開催

第121回 平成30年8月23日開催

- ① 平成29年度事業報告及び決算報告について
- ② 平成29年度線量統計資料について
- ③ その他

第122回 平成30年11月30日開催

- ① 平成31年度事業計画(案)及び収支予算(案)について
- ② 放射線管理手帳の改元に伴う対応について
- ③ その他

(9) 除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度参加者協議会の開催

第9回 平成30年8月21日開催

- ① 平成29年度事業報告、決算報告について
- ② 平成30年度事業計画、収支予算について
- ③ 平成29年統計資料について
- ④ その他

第10回 平成31年2月19日開催

- ① 平成30年度事業報告及び決算報告（見込み）について
- ② 平成31年度事業計画及び収支予算について
- ③ 平成31年度の負担金について
- ④ 参加者協議会運営要領の改正について
- ⑤ その他

なお、参加者協議会運営要領の改正により、次年度以降の協議会は、原則年2回開催（通例8月と2月）の頻度は維持しつつ、このうち1回（8月開催分）は、書面のやり取りによって会議開催に代えることが可能となった。

(10) 原子力事業者及び除染事業者との制度運営等に係る協議

原子力登録管理制度、除染登録管理制度及び手帳制度の適切な運用や個人情報の取扱い等について、原子力事業所及び除染事業場に当センター担当者が出向

いて意見交換を行っている。平成30年度は、第8表のとおり4箇所の原子力事業所及び5箇所の除染事業場に出向き、意見交換を実施した。

(11) 手帳発効機関に対する手帳の運用等に係る指導、助言

手帳発効事業所に対して、手帳の円滑な運用に資するため、「放射線管理手帳運用要領・記入要領」（手帳発効機関用）等に従って手帳が適切に運用されているか、また、個人情報の取り扱いが規程等に基づき適切に運用、管理されているか等について、当センター担当者が出向いて必要な指導、助言を行っている。平成30年度は第8表のとおり16箇所の手帳発効事業所に対して実施した。

第8表 原子力事業所、除染事業場及び手帳発効事業所に対する助言、指導の実施状況

実施時期	地 区	原子力事業所	除染事業場	手帳発効事業所
平成30年6月	宮城・福島	0	3	0
平成30年9月	福島	1	0	4
平成30年12月	兵庫	0	0	5
平成31年2月	福井	2	0	4
平成31年3月	神奈川・東京	1	2	3
	合計	4	5	16

(12) 統計資料の作成及び公表について

原子力登録管理制度及び除染登録管理制度においては、登録された被ばく線量データに基づき、原子力及び除染の各事業における被ばく状況を示す各種統計を作成し、公表している。

平成30年度は、原子力登録管理制度は平成29年度統計、及び除染登録管理制度は平成29年の暦年統計及び各四半期統計を作成した。統計資料は、協会のホームページ及び広報誌で公表している。

(13) 学会発表等

- ① 平成30年7月3、4日 環境放射能除染学会第7回研究発表会・国際シンポジウム（東京都）

「除染等業務従事者等の被ばく線量分布について」の口頭発表を行った。

② 平成 30 年 9 月 29 日～10 月 7 日 第 3 回欧州放射線防護研究週間 (ERPW) (クロアチア・ロヴィニ)

“Radiation Dose of Workers Engaged in Decontamination of Environment After Fukushima-Daiichi Accident” についてポスター報告を行った。

業務の適正を確保するための体制の整備状況について

協会では、「内部統制システムの基本方針について」（平成 24 年 6 月 11 日制定。以下「基本方針」という。）の下に文書及び業務に関する規程等を定めているが、基本方針の運用状況概要は以下の通りである。

コンプライアンスについては、「コンプライアンス規程」を定め、常務理事を統括責任者、総務部を統括部署とし、相談・照会等の担当窓口を総務部とする等の体制を整えるとともに、コンプライアンスに係る研修及び検査を実施してきている。

職務執行に係る情報の保存及び管理については、文書に関する規程等を定め、文書の保存方法、保存年限等について定め、要請に応じて適時閲覧可能な状態を維持している。特に個人情報を含む秘密資料の適切な保管を図るため、各業務に関連して必要な規程等を策定し対応している。平成 30 年度(2018)においては、引続き個人番号及び特定個人情報（いわゆるマイナンバー）の取り扱いに関する規程等に基づきマイナンバー関連の文書等についても情報の保持等適切な管理を行った。

また、リスク管理については、リスク管理に関する規程等を定めて、緊急対策本部の設置や通報連絡体制の確立などの体制を整備し、適宜の訓練を行ってきている。

個人情報及びコンプライアンスに関しては内部検査を定期的の実施し、改善事項があれば着実に当該改善を実施することとしている。

更に、役員・部長・センター長等を構成員とする定例会議を開催して情報共有と意見交換を行い、協会業務の効率的な執行に努めるなど、基本方針に基づき業務が適正に運用されるよう努めている。